

徳島県規則第二十二号

徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県自然環境保全条例施行規則（昭和五十二年徳島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ハ(チ)中「第十七条第一号へ」を「第十七条第一号ト」に改める。

第十七条第十号ト中「第二十五条の規定により指定された」を「第二十五条第一項又は第二項に規定する」に改め、同条第十一号チ中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「が当該」を「同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者がこれらの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により引き続き同条第一項に規定する小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号。以下「新海上運送法」という。）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、改正後の第十七条（第十一号チに係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き改正法第三条の規定による改正前の海上運送法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の第十七条（第十一号チに係る部分に限る。）の規定を適用する。